

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。